

水俣病事件の主要事項年表

2013. 7. 15

小野田 学 製作

1. 1956年(昭和31) 水俣病公式確認
水俣病とは「魚介類に蓄積されたメチル水銀を経口摂取することにより起こる神経系疾患」(環境汚染の媒介によるメチル水銀中毒)
1957年1月時点 54名の患者発生、内17名が死亡
2. 1959年(昭和34) 7月 熊大研究班、有機水銀説
※ハンターラッセル症候群(運動失調、言語障害、視野狭窄の3症候の他に感覚障害、難聴をも含める)の症状に合致すること確認
1959年8月時点、患者71名、内死者28名
3. 1959年(昭和34) 12月30日 チッソとの間の※見舞金契約
死者一時金30万円、生存者年金成人10万円等
患者は水俣病患者審査協議会の認定した者に限る
4. 1965年(昭和40) 6月 新潟水俣病確認
新潟県による患者一斉調査実施
新潟大椿教授ら、感覚障害などの特徴的な症状を有する患者を発掘、捕捉
5. 1968年(昭和43) 5月 チッソの5、6期アセトアルデヒド工場稼働停止
(但し、1962. 7に千葉県五井にチッソ石油化学株式(子会社)設立 — 親会社の空洞化)
1968年(昭和43) 9月26日
厚生省が、水俣病はチッソの排水に起因すると断定(但し、昭和35年終焉説ものべている)
6. 1970年(昭和45) 2月20日 熊本県審査会、認定は補償との関連上慎重を要すと確認、厳格な認定基準を決定
1970年(昭和45) 7月現在 水俣病患者総数 121人(内胎児性23)

- 人)、死者46人
7. 1970年(昭和45)8月18日 川本輝夫ら患者9名 厚生省に対し、棄却処分
の行政不服審査請求
 8. 1971年(昭和46)8月7日 環境庁その行政不服審査請求につき、熊本県・
鹿児島県両知事の(川本らの)棄却処分取消の裁決
同日、環境庁事務次官通知(いわゆる※46年事務次官通知)発出
水俣病の主要症状(感覚障害、視野狭窄など)の内「いずれかの症状がある場
合」及び「有機水銀の影響が否定できない場合」には「水俣病」とする
 9. 1973年(昭和48)3月30日 熊本地裁、第1次訴訟につき患者全面勝訴
判決 死者1800万円、生存患者1600~1800万円
 10. 1973(昭和48)3月22日から 川本輝夫らと水俣病患者は東京でチッソ
と補償交渉開始
 11. 1973年(昭和48)7月9日 患者各派(2次訴訟派を除く)チッソとの間
で、補償協定書調印
 - ① 慰謝料 1600万円、1700万円、1800万円の3ランク
 - ② 年金月6万円、3万円、2万円の3ランク
 - ③ 医療基金(3億円)の創設
 - ④ 以後「認定された患者」に適用
 12. 1973年(昭和48)9月 公害健康被害補償法(公健法)の制定
— 患者側の立証責任の軽減
— 公健法による患者救済の期待強まる
 13. 1973年(昭和48)オイルショック、“第3水俣病”の否定 — 産業界の巻き返
し
 14. 1975年(昭和50)ころから、チッソの経営危機顕在化
子会社への資産移転と親会社の空洞化
他方で、親会社救済のための熊本県債の発行

15. 1977年（昭和52）7月7日、いわゆる※「52年判断条件」の策定
認定要件として「複数の症候の組合せ」（必要条件）。所見として「感覚障害」
1つでは不可
審査会は厳格な新基準によって運用され「認定制度は閉塞状態」に。
この当時、認定申請者で、未結論の人4000名をこえていた — 棄却処分促進
のための基準
16. 1982年（昭和57）10月、水俣病関西訴訟（国賠）提起（原告59名）
国・熊本県・チッソに対し①水俣病を発生させた責任、②被害を拡大させた責任、
③患者を放置・切り捨てた責任を問うもの — 侵害された人権の回復闘争
17. 1985年（昭和60）8月16日、福岡高裁判決言渡し
感覚障害1つでも水俣病であることありうると認める
18. 1985年（昭和60）10月15日 医学専門家会議の意見書
— 福岡高裁判決を批判、52年判断条件を擁護
19. 1986年（昭和61）7月1日から、特別医療事業の開始
20. 1986年（昭和61）8月31日現在、熊本県関係認定者1722名（死亡者6
48名）、鹿児島県関係認定者422名（死亡者104名）、合計2144名
21. 1991年（平成3）11月26日 中央公害対策審議会の答申 — 「水俣地方に
原因不明の感覚障害多発」「放置できない」
22. 1994年（平成6）7月11日関西訴訟の一審、大阪地裁判決 — 国・熊本県の
責任認めず
23. 1995年（平成7）1996年（平成8）
中央での※政治解決 260万円 村山首相談話
総合対策医療事業 医療手帳該当者10350名、保健手帳該当者1187名
24. 2001年（平成13）4月27日、関西訴訟の大阪高裁判決
①国と県の責任認める、②水俣病の感覚障害は中枢性のもの、③四肢末端優位の
感覚障害1つでも認定可、④損害賠償は400万～800万円

25.2004年(平成16)10月15日 関西訴訟の最高裁判決 ― 大阪高裁判決を支持・容認。原告59名中、23名が死亡。生存原告(36名)の平均年齢73歳

26.2006年(平成18)小泉首相の談話

27.2007年(平成19)与党のPTの救済案 150万円 チッソの分社化問題

28.2009年(平成21)※特措法の成立、解決金210万円 水俣病の幕引き

チッソの分社化、JNCの設立

29.2010年(平成22)7月16日、Fさん訴訟の大阪地裁判決 ― 認定の義務付け初めて認める。

30.2012年(昭和24)1月末、熊本県関係 ― 認定患者1782名、棄却者1万1697名

31.2013年(平成25)4月16日 Fさん訴訟の最高裁判決

― 大阪高裁判決を破棄し、大阪地裁判決を容認

― 52年判断条件は狭すぎて不適格と指摘

32.原爆症の①国の取扱と②各裁判例

①DS86等による推定のひばく線量により「放射線の影響」の有無を機械的に一律に判断 ― 大多数を棄却 ②各裁判所は、ひばく線量は一つの考慮要素にすぎず、他の要素も総合して判断するのが至当とする。

図1 不知火海周辺地区における環境汚染および患者発生

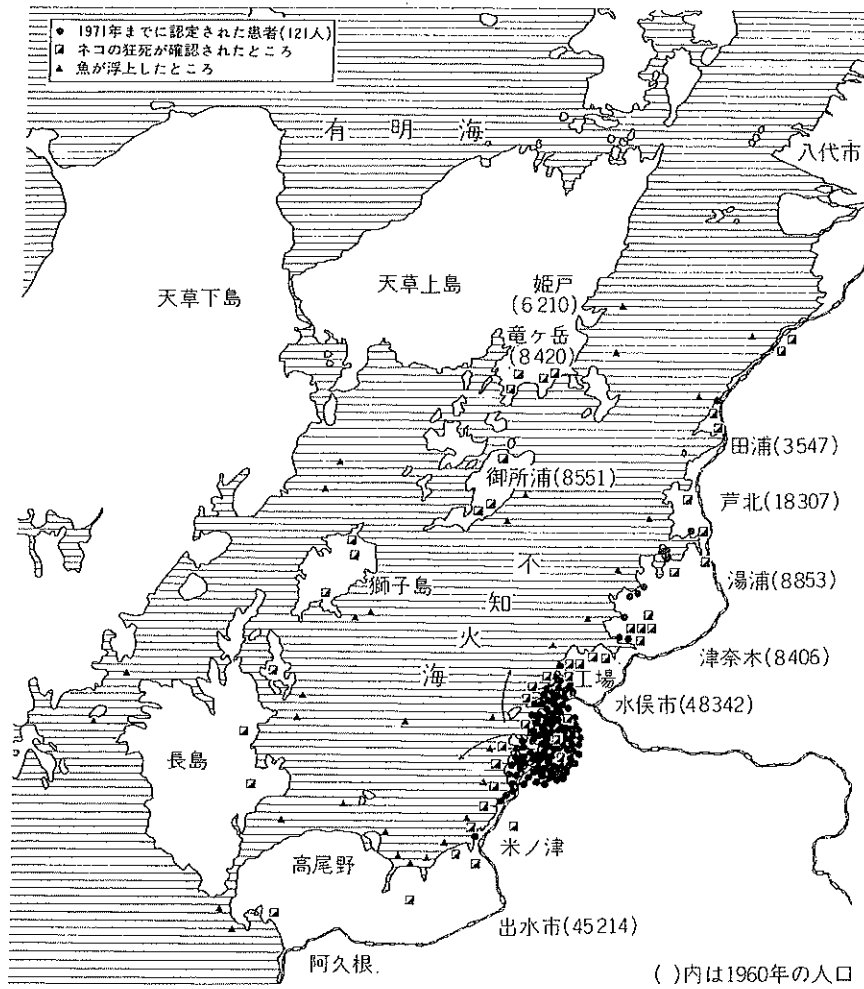


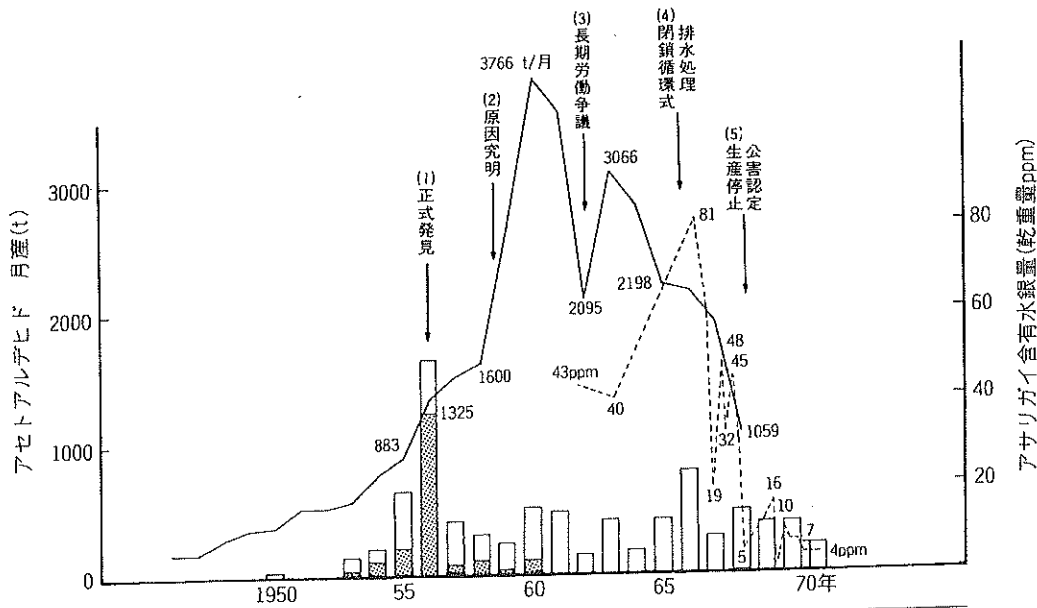
表3 不知火海周辺住民の毛髪水銀値

ppm	～1	1～10	10～50	50～100	100～150	150～200	200～300	300～	計
水俣市	7人	31人	100人	49人	11人	1人			199人
津奈木町		12	61	23	4	2			102
湯浦町			14	9	1				24
芦北町		1	19	19		1			40
田浦町		6	15	11		1			33
竜ヶ岳町	2	22	57	5		1			87
御所浦町	6	53	334	75	11	1		2 (357 ppm, 920 ppm)	482
ppm	～20	20～50	50～100	100～200	200～300	300～	計		
米ノ津	185	117	105	32	5	1 (624 ppm)	445		
阿久根市	26	4	1	1		1 (338 ppm)	33		
高尾野町	2	3	5				10		
東町	18	32	23		2 (142 ppm)		75		
熊本市 (対照)	4	18	9	0	0	0	0	0	31

註 熊本県衛生研究所資料と鹿児島県衛生試験所の資料から原田が作成。
1960年11月から61年の初めに採取測定したものである。

† 原田：神経進歩，16：870，1972¹⁴⁾

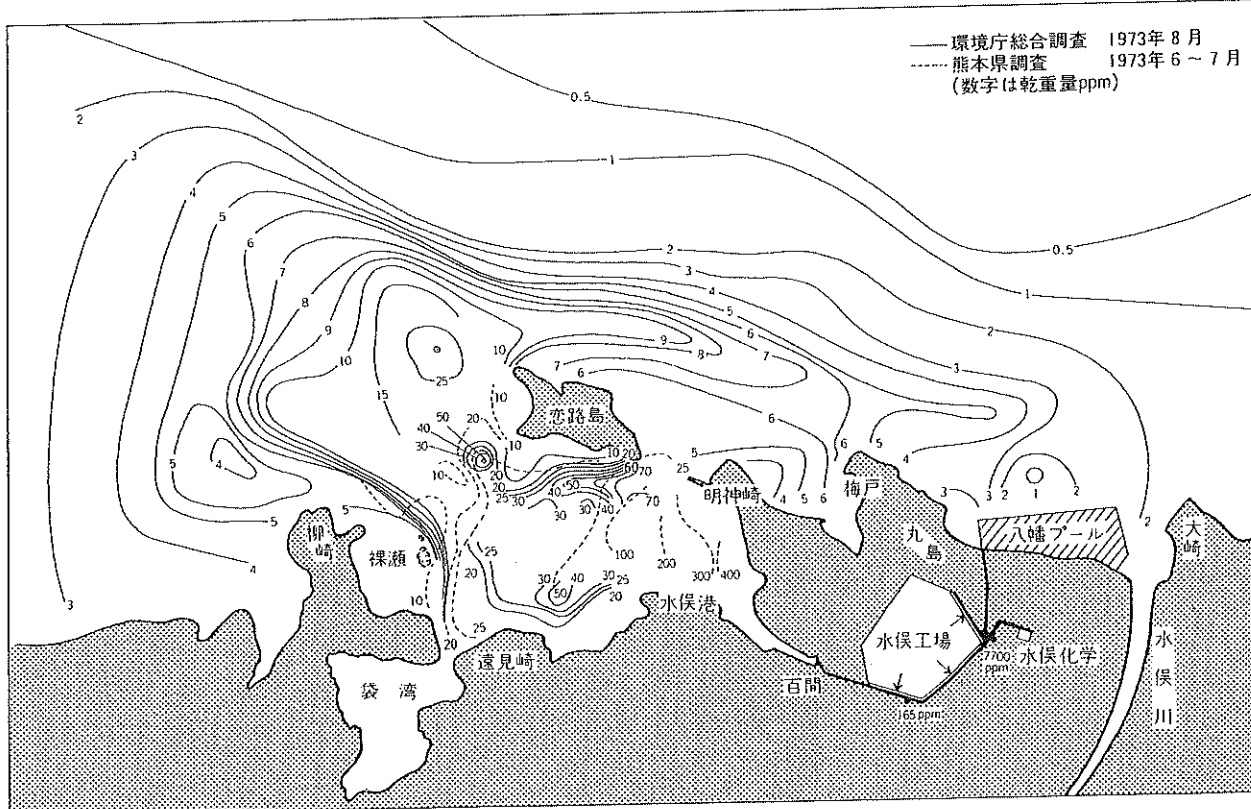
図2 アセトアルデヒド生産量と患者発生と魚貝類の水銀値



1971年までに認定された患者(黒棒)	1	3	6	37	2	3	1	3												
2次研究班の検査で見出された患者(白棒)	1	3	3	13	12	10	6	6	12	14	4	12	5	12	23	8	14	11	11	6

註 貝は恋路島より採取。藤木素土氏による測定。患者数は水俣市月ノ浦・出月・湯堂地区のみ。
 † 図1, 2-原田:ジュリスト, No.579:44, 1975

図3 水俣湾周辺の泥土中の水銀



† 環境庁および熊本県の調査(1973年8月)

水 俣 病——20年の研究と今日の課題

<検印省略>
¥ 35,000

1979年1月20日発行 第1版第1刷

編 集 有 馬 澄 雄
発 行 者 高 木 隆 太 郎
発 行 所 青 林 舎

東京都港区西新橋2-8-13
第1東京ビル5F 〒105
電 話 (03) 504-1706
郵便振替 東京 3-44391

印 刷 大盛印刷株式会社
製 版 八千代プロセス
製 本 山崎製本所

1979 © SEIRINSHA Productions
Printed in Japan.

三菱製紙/特アート/B73, 90kg
乱丁・落丁の場合はお取替え致します。